

# 山王フィットネス会員規約

## 第1条（目的）

本フィットネス（以下「当施設」といいます。）は、会員（第4条に基づく手続を経て契約を締結した方）に対し、各種トレーニング、健康指導、リラクゼーション設備等を提供し、会員の健康増進、体力の向上、社会的交流の場の提供を通じて、心身の健全な発達および地域社会の福祉に寄与することを目的とします。

## 第2条（会員制）

1. 当施設は会員制とし、入会には所定の手続きを要します。
2. 会員の種別、利用時間帯、料金、サービス内容は「会員種別および利用条件」に定めます。

### 「会員種別および利用条件」

メニュー	利用時間		単位	子育てパスポート 障がい者	レディース シニア・ペア	一般U49	一般U59
ホリデー	平日	9:30~13:00 14:30~16:30	月額	6,500円	6,800円	7,000円	7,200円
	土・祝	営業時間内で終日利用可					
アフター	平日	15:30~19:30	月額	5,500円	5,800円	6,000円	6,200円
	土・祝	営業時間内で終日利用可					
マスター	全営業時間内で利用可能		月額	7,500円	7,800円	8,000円	8,200円
ビジター	営業時間内で終日利用可		1回60分	1,200円	1,200円	1,500円	1,500円

- 会員種別は当施設の運営方針により新設・廃止される場合があります。
- 会員種別の変更は毎月15日までに所定の変更届を提出することで、翌月1日より適用されます。
- 3. 会員は、施設利用時に必ず会員証を提示しなければならず、提示のない場合は利用を拒否される場合があります。

## 第3条（入会資格）

1. 入会資格は以下のとおりです。
  - (1) 所定の会員種別の条件を満たすこと。
  - (2) 健康状態が施設利用に支障を来さないこと。
  - (3) 本規約および当施設の定める各種ルールを理解し、同意すること。
  - (4) 反社会的勢力に該当しないこと。
  - (5) 刺青（ファッショントゥー含む）をしていないこと。
  - (6) 過去に重大な規約違反により退会処分を受けていないこと。

- 会員は反社会的勢力との関係を一切持たないことを保証するものとし、これに違反した場合は即時退会とします。

#### 第4条（入会手続き）

- 所定の申込み書類の提出および身分証明書により本人確認を行い、施設の承認を受けることで会員資格を得ます。
- 未成年者は親権者の同意書を提出する必要があり、親権者も本規約に基づき連帯して責任を負います。
- 成年後見制度の対象者については後見人または保佐人、補助人の同意が必要です。
- 審査基準および結果については当施設が独自に判断し非公開とします。

#### 第5条（届出内容変更）

- 会員は、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、緊急連絡先、支払い方法等に変更があった場合、遅滞なく施設へ届け出る義務があります。
- 届出がなかったことにより施設からの連絡が遅延した場合、通常到達すべき時点で到達したものとみなします。
- 会員の住所変更・連絡不能などにより、会報や通知が届かない状態が継続した場合、当施設は以下の対応を取ることがあります。
  - 施設利用の一時停止
  - 登録情報の抹消および契約の解除（会費等の未払い分は引き続き請求対象）
  - 債権回収のための外部委託または法的手続
  - 会員が連絡不能状態にある期間についても、在籍期間とみなし、会費等の支払義務を免除しない。
- 宛先不明であることが判明した会員に対しては、最終登録住所への通知発送をもって当施設からの正式な通知とします。

#### 第6条（個人情報保護）

- 当施設は、会員の個人情報を「個人情報保護方針」に基づき適切に管理します。
- 取得目的は、施設利用管理、会費請求、緊急時対応、マーケティング等であり、第三者提供は原則行いません。
- 第三者委託に際しては委託先と守秘義務契約を締結し、適切な監督を行います。

## 【個人情報保護方針】

- ① 収集する情報：氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日、顔写真、緊急連絡先、健康状態、決済情報など。
- ② 利用目的：会員管理、本人確認、施設利用履歴管理、緊急時対応、サービス改善、イベント案内、マーケティング分析等。
- ③ 保管期間：退会後1年間を上限として、法令に基づき保管・破棄いたします。
- ④ 情報の開示・訂正・削除：本人からの請求に基づき、法令の範囲内で対応します。
- ⑤ 第三者提供：法令や当施設を安全にご利用いただく上で必要と判断する場合を除き、本人の同意なしに第三者提供は行いません。
- ⑥ 安全対策：個人情報は暗号化・アクセス制限等の安全措置を講じて管理します。
- ⑦ お問い合わせ窓口：個人情報に関する問い合わせは、当施設窓口またはメールにて受け付けます。

## 第7条（会費等）

1. 入会金、年会費、月会費、施設利用料、各種手数料などの諸費用は「料金表」によります。
2. 支払いは、現金またはクレジットカード、QRコード決済とします。
3. 一旦納入された費用は、法令上認められる場合および施設が別途認める場合を除き返金されません。

## 第8条（会員資格の非譲渡）

会員資格は本人限りとし、譲渡・貸与・相続はできません。会員証の不正使用が発覚した場合は契約解除とします。

## 第9条（非会員の施設利用）

1. 当施設は、以下のいずれかに該当する場合に限り、非会員の施設利用を一時的に認めることがあります。
  - (1) 体験利用、施設見学、説明会等のイベントに参加する場合
  - (2) 正会員の紹介により、施設が認めた者によるビジター利用
  - (3) 法人契約に基づく利用者の初回利用時等、事前承認を得たケース
  - (4) 提携医療機関または健康保険組合等の紹介による利用
  - (5) その他、当施設が特に必要と認めた場合
2. 非会員の利用にあたっては、以下の条件を満たす必要があります：
  - 利用前に身分証の提示および誓約書の記入

- 所定の利用料の支払い
  - 本規約および関連規定の遵守
3. 非会員による利用中に発生した事故、けが、紛失等について、当施設は故意または重大な過失がない限り責任を負いません。
  4. 非会員が本規約、禁止事項細則、その他運営ルールに違反した場合は、以後の利用を禁止し、悪質な場合は関係機関への通報を行うことがあります。

#### 第10条（規則の遵守）

1. 会員は、当施設のすべての施設・サービスを利用するにあたり、本規約、施設内掲示、利用ガイドライン、ならびに当施設が定める諸規則を遵守しなければなりません。
2. 会員は、当施設スタッフ（トレーナー、受付スタッフ、管理者等）の口頭または書面による指示に必ず従うものとし、これを無視・拒否する行為は、施設利用の制限または契約解除の対象となることがあります。
3. 利用ルールには以下のようなものが含まれますが、これに限られません。
  - 利用時間およびエリアの制限（種別による）
  - 備品の利用方法・手順・返却義務
  - 飲食・服装・撮影等に関するルール
  - 他の会員との共用施設におけるマナー
  - 緊急時の避難誘導や安全確認への協力
4. 会員は、安全かつ快適な施設環境を維持するために、他の会員やスタッフに対して節度を持って接し、協調的な姿勢を保つよう努めてください。

#### 【トレーニングルーム利用マナー】

1. トレーニング機器使用後は、必要に応じ備え付けのタオル等で拭いてから次の方にお譲りください。
2. 使用中のマシンには私物（飲料、携帯端末等は可）を置かないでください。
3. 長時間の占有（1台につき15分以上）はご遠慮ください。
4. 大声での会話や威圧的な態度、激しい掛け声は禁止です。
5. トレーニング中は適切な服装と室内用シューズを着用してください。
6. 水分補給以外のエリア内の飲食は禁止です（ただしフタ付きの飲料容器等は持込可）。

7. フリーウェイトエリアでは十分なスペースを確保し、安全に配慮してください。
8. トレーナーの指示や注意には必ず従ってください。
9. 初心者の方への配慮と譲り合いをお願いいたします。
10. 器具の破損や不具合を発見した場合は、速やかにスタッフまでお知らせください。会員は、当施設の掲示物、利用ガイド、スタッフの口頭指示等を含む全ての運営ルールに従わなければなりません。

#### 第11条（禁止事項）

暴言、暴力、迷惑行為、勧誘、営利活動、不衛生行為、無許可撮影、危険物持込、会員証の不正使用等を禁じます。詳細は「禁止事項細則」に定めます。

#### 【禁止事項細則】

以下の行為は、施設内において一切禁止されており、違反した場合は警告、利用停止、契約解除等の措置をとることがあります。

1. 他の会員やスタッフへの暴言・暴力・脅迫・威嚇
2. 盗撮、盗聴などプライバシー侵害行為
3. 不快な身体接触、セクシャルハラスメント、ストーカー行為
4. 他の会員のトレーニング妨害行為（器具の長時間占有、割り込みなど）
5. 許可なく施設内での写真・動画撮影やSNS投稿
6. 器具の乱暴な扱いや備品の破損行為
7. 無断でのチラシ配布・営業・宗教・政治活動・署名活動
8. 飲酒または酒気帯び状態での施設利用
9. 発熱・咳など体調不良時の利用
10. 他者になりすましての利用、会員証の貸与・借用
11. その他、施設が不適切と判断する行為

#### 第12条（施設内トラブルの免責）

会員が自己の不注意や第三者とのトラブルにより損害を受けた場合、当施設は故意または重大な過失がない限り責任を負いません。

#### 第13条（持込物の管理責任）

#### 【シャワールーム利用規約】

1. シャワールームは他の会員と共有する施設であり、譲り合いとマナーを大切にご利用ください。
2. 使用時間は1人あたり10分以内を目安とし、混雑時は短時間利用にご協力ください。
3. シャンプー・ボディソープは各自でご持参ください（設置がある場合を除く）。
4. シャワールーム内での染髪・脱毛・剃毛・洗濯など、通常の衛生目的を超える行為は禁止します。
5. シャワールームへのスマートフォン・カメラ等の持ち込みは、プライバシー保護の観点から禁止します。
6. 貵重品は必ずロッカーに保管し、シャワールーム内には持ち込まないでください。
7. 設備の不具合・破損を発見した場合は、速やかにスタッフまでご報告ください。
8. 会員は持込物を自己責任で管理するものとし、盗難・紛失・破損等について当施設は責任を負いません。
9. 貵重品はロッカー等を利用して下さい。

#### 【ロッカー利用規約】

1. ロッカーは當日中の一時利用を目的とし、宿泊目的または長期保管には利用できません。
2. ロッカーの鍵は会員本人が責任をもって管理してください。紛失時は実費を負担いただきます。
3. 使用後は速やかに荷物を取り出し、ロッカーを空けてください。
4. ロッカー内に飲食物、生鮮品、動物、危険物（刃物・可燃物等）を保管することは禁止します。
5. 営業時間終了後もロッカー内に物品が残っている場合、当施設はその物品を一時回収・保管することがあります（保管期間は1カ月以内）。
6. 保管物は一定期間を過ぎた後、所有権を放棄したものとみなされ、当施設の判断で処分いたします。
7. ロッカーの利用に起因する紛失・盗難・損害等について、当施設は故意または重大な過失がない限り責任を負いません。会員は持込物を自己責任で管理するものとし、盗難・紛失・破損等について当施設は責任を負いません。

#### 第14条（会員の損害賠償義務）

1. 会員が当施設の施設、設備、備品等に対して故意または過失により損傷を与えた場合、または当施設の他の会員または第三者に損害を与えた場合には、当該会員はその損害を賠償する責任

を負うものとします。

2. 損害賠償の対象には、修理・交換費用、営業損失、代替設備の費用、損害発生に伴う調査費用や対応人件費等も含まれる場合があります。
3. 会員が未成年の場合には、その親権者または法定代理人が連帯して損害賠償責任を負うものとします。
4. トラブルが発生した際には、当施設が必要と判断した場合、当該会員に対し事実確認のための聞き取りや報告書の提出を求めることがあります。
5. 会員間のトラブルにおいて、当施設が仲裁・調整に関わった場合も、原則として損害の責任は当事者間で解決されるべきものであり、当施設はその損害の賠償責任を負いません。ただし、施設の管理上の瑕疵による損害が認められる場合を除きます。

#### 第 15 条（休会）

事前申請により休会が認められます。休会中もシステム利用料等が発生する場合があります。

#### 第 16 条（退会）

「退会届」を提出し、当月末日をもって退会となります。未払い分は全て精算してください。

#### 第 17 条（利用停止・契約解除）

1. 当施設は、会員が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、当該会員に対して事前の通告なく一時的な施設利用の停止、又は契約の解除を行うことができます。
  - ① 本規約、禁止事項細則、その他施設が定める規定に違反したとき。
  - ② 会費その他の諸費用を 2 ヶ月以上滞納したとき。
  - ③ (他の会員、スタッフ、第三者に対し迷惑行為または危害を加えたとき、あるいはそのおそれがあるとき。
  - ④ 公序良俗に反する行為を行ったとき。
  - ⑤ 反社会的勢力との関係が判明したとき。
  - ⑥ 提出書類や申告内容に虚偽があったとき。
  - ⑦ 医師により運動や入浴等を禁じられているとき、もしくは重大な健康リスクが判明したとき。
  - ⑧ 感染症等の集団感染の恐れがある疾病を有する場合。
  - ⑨ 妊娠中であることが判明した場合（医師の指導による制限がある場合に限る）。
  - ⑩ 破産、民事再生、任意整理の申し立てを受けたとき。
  - ⑪ その他、当施設が会員として不適切と合理的に判断したとき。
2. 前項により契約が解除された場合でも、当該会員は解除日までの諸費用を全額支払う義務を負うものとします。

3. 本条に基づく契約解除に起因して会員に損害が生じた場合でも、当施設はその損害について一切の責任を負わないものとします。

#### 第 18 条（休業・閉鎖）

災害、行政命令、改修工事、感染症対策等により臨時休業・閉鎖することがあります。この場合も原則として会費の返金・減額はありません。

#### 第 19 条（運営条件の変更）

1. 当施設は、以下の内容について、社会情勢の変化、法令改正、経営判断等に基づき、変更または廃止を行うことができます：
  - (1) 会費および諸費用（入会金、月会費、年会費、手数料等）
  - (2) 営業時間、定休日、施設運営スケジュール
  - (3) 提供サービスの内容（プログラム、インストラクターの配属等）
  - (4) 会員制度、会員種別、利用条件
  - (5) 利用規程およびルール、禁止事項細則等
2. 変更または廃止を行う場合、原則として変更予定日の 1 ヶ月前までに施設内掲示、公式ウェブサイト、メール、SNS 等の方法により告知を行います。
3. 緊急を要する場合（法令変更への即時対応、災害・感染症等の対応を含む）は、上記にかかわらず即時変更を行うことがあります、その際は速やかに可能な範囲で告知を行います。
4. 会員が変更内容に異議がある場合、告知日から 1 ヶ月以内に書面にて退会の意思を申し出ることができます、当該月の末日をもって退会するものとします。この場合、既納の費用は返還されません。

#### 第 20 条（規約改定）

本規約は、社会情勢、法令変更等に応じて改定される場合があり、改定内容は原則として 14 日前までに通知されます。

#### 第 21 条（告知方法）

当施設からの通知・告知は、施設内掲示、公式ホームページ、メール、SNS などを通じて行われます。

#### 第 22 条（法人会員）

法人契約に基づく会員については、法人との契約内容が優先されます。変更がある場合、個別に通知します。

【附則】

この規約は 2025 年 5 月 21 日より施行します。

株式会社インターフェース藤

山王フィットネス